

欧州共同体の地域経済問題

清水貞俊

目次

- I 序
- II 各国地域問題の概観
 - 1 フランス
 - 2 西ドイツ
 - 3 イタリア
 - 4 オランダ
 - 5 ベルギー
 - 6 イギリス
 - 7 アイルランド
 - 8 デンマーク
 - 9 まとめ
- III EC全体として見た地域経済の構造
- IV ECの地域政策
 - 1 ローマ条約及びパリ条約の規定
 - 2 ECの機構内での地域政策
 - 3 共通地域政策を求めて(以上本号)

- V オランダの地域政策(以下次号)
- VI ベルギーの地域政策—ワロン地方の問題—
- VII 独・仏国境地域の問題

I 序

一九七四年末、パリにおけるヨーロッパ共同体首脳会議で地域開発基金の発足がやっと決まった。地域経済問題の重要性は既にEECの発足当初から認識され、議論されてきたながら、今迄見るべき成果は殆んどあがっていなかった。各国の執念がやつとこのような形で結実したとしても、金額の点では低開発地域の要求を満たしておらず、又配分の点でも基準が必ずしも明確でない。EECの本格的な地域政策の策定はまだ今後の課題である。

本来資本主義経済のもとで、競争に刺戟を与えつつ経済の発展をはかろうとする場合、競争上最も有利な立地条件の土地に資本が投下され、そこに労働力が引きつけられ、いわゆる発展の極が形成される。この土地はインフラストラクチュア、その他の外部経済の発達した土地である。

このような一定の地域に対する生産の集中は、ある面ではコストの低減化をもたらす面もあるが、同時に集中した地域では別の面では例えば地代の騰貴その他によってコスト高騰の傾向をもたらし、集中にともなうあらゆる問題——公害その他——を惹き起こす。他方人口が流出する地方では、例えばそれが農村地帯とすれば、人口流出のため一人当り耕地の面積が増大し、生産性が高まるかという点、そうではない。流出人口は主として青年労働者であり、農村の高齢化が進み、農村を疲弊させる。このようにして発展地域と非発展地域が形成され、そ

第1表 欧州共同体27地域の1人当り粗国内生産（1970）
（指数による表現 EEC平均を100とする）

1	パリ地域	167	15	オランダ南部	95
2	ブリュッセル地域	157	16	ワロン地方	95
3	デンマーク東部	136	17	オランダ東部	92
4	西ドイツ西部	133	18	イタリー北西部	90
5	西ドイツ北部	132	19	オランダ北部	88
6	西ドイツ南部	127	20	英国南東部	85
7	ルクセンブルグ太公国	121	21	英国北西部	74
8	西ドイツ中部	116	22	イタリー北東部	73
9	オランダ西部	111	23	イタリー中部	67
10	ユトランド（デンマーク）	109	24	アイルランド東部 (ダブリン)	65
11	フィオニー（デンマーク）	106	25	ダブリンを除くアイルラ ンド東部	59
12	フランス東部	103	26	イタリー南部	47
13	フランドル	103	27	アイルランド西部	44
14	フランス西部	98			

出所 Paul Romus, Economie Régionale Européenne. p.96, P.U.B.

の較差は拡大される傾向にある。このことは資本主義諸国の経済一般についていえるが、この較差は領域が広い程大きくなる。EECは域内で商品移動はもとより、資本及び労働の移動も自由化して単一の広域市場をつくらうとするものであるから、EEC内の地域間較差は従来の一国的規模よりも一層大きくなる。第1表は九カ国EECの非常に大きく分けた二七地域の一人当りGDPを指数で比較したものである。西ドイツ及びデンマークは平均以上であり、イタリー、英国、アイルランドは平均以下であるが、国内の地域間較差よりも全体としてとらえた地域間較差は極めて大きく、パリ地域とアイルランド西部では四倍近いひらきがある。

地域の経済構造も多様であり、一概にはいえないが、一般にパリ地域や西ドイツ西部のような発展地域は引続き発展し、フランス西部、イタリー各地、ワロン地方（ベルギー）は一層発展からとり残されつつあるといった具合に、その較差は開きつつあるといえる（第2表参照）。

EECでは地域経済問題を重視しながらもEEC自体としては特にこれ迄積極的な策を講じてこなかった。これは専ら国家の責任とされたのである。しかし最近では地域政策は国家の責

第2表 雇用面から見た6カ国共同体の主要地域のウェイトの変化（%）

発展地域	1950	1960	1968
パリ地域	5.16	5.44	5.83
オランダ東部	0.98	0.99	1.08
オランダ西部	2.50	2.63	2.88
オランダ南部	1.17	1.35	1.36
西ドイツ西部	8.29	9.72	9.33

非発展地域	1950	1960	1968
西ベルリン	1.45	1.44	1.32
フランス西部	10.62	9.48	9.78
イタリー北東部	5.84	5.53	5.31
イタリー中部	5.50	5.41	4.98
イタリー南部	9.36	8.64	8.22
ワロン地方	1.71	1.44	1.50

出所 Dossier pour animateurs l'europe et les régions, fiches documentaires européennes, n° spécial 9. 1974

めにはあらゆる経済部門の均衡のとれた発展が要請されると共に、地域政策の重要性が強調されているのはこのためである。

II 各国地域問題の概観

1 フランス

フランスは九五の県から成り、それは二二の地域に再分類されるが、地域経済構造の分析のためには大まかに三つの地域に分けられる。⁽¹⁾

(1) パリ地域

任のみにゆだねるべきでなく、共同体としても何らかの責任ある政策を打出すべきであるとの声が高くなってきた。これはE.E.C.の性格、即ち一方で国家主権を保持しつつ、他方で経済統合を実現しようとする共同体の性格の故に、地域間のアンバランスの拡大が国家間のアンバランスの拡大に影響を与えることもあり、国家利益の対立を激化させてE.C.の統合の阻止要因ともなっているからである。一九七〇年代を経済通貨同盟実現の時期として目標を設定したが、その実現のた

(2) 西部

(3) 東部

(1) 西部は Basse-Normandie, Bretagne, Pays de la Loire, Centre, Poitou-Charentes, Aquitaine, Midi-Pyrénées, Languedoc を含み、東部は Nord-Pas-de-Calais, Picardie, Haute-Normandie, Champagne, Lorraine, Alsace, Bourgogne, Franche-Comté, Rhône-alpes, Provence-Côte d'Azur, Corse を含む。東部と西部の境界は凡そセーヌ川の河口からロース川の河口を結ぶ直線となる。

フランスは EC の中では面積が最も広く、気候や景観が変化に富み、自然の潜在力に最もめざまれた国である。人口密度も少ない。

フランスは首都圏即ちパリ地域に極端に人口が集中しており（面積で二%のところは一九%の人口が集中している）、このような極端な現象は他の EC 諸国では見られない。この集中はフランスの一〇〇〇年の歴史の結果で欧州における最も中央集権化した国家の故である。集中に対して一定の、消極的な規制がなされているが、規制効果よりも集中化の力の方が大きいようである。一九五四年から一九六八年迄のパリ地域の人口の増加はネットで一〇〇万人に達している。この地域は多くの産業、サービス及び管理面で支配的地位を占め、無数の会社の本拠があり、鉄道はパリを中心に放射状に組織されている。パリ周辺には大きな都市は発展せず、フランスにおける大きな都市——といってもイギリスやドイツの都市より遙かに小さい地方的小都市にすぎないが——はすべてフランスの周辺部に存在している。例えばカレー、ダンケルク、リール、メッツ、ナンシー、ストラスブール、マルセイユ、ボルドー、ナントといった具合である。

東部は工業化された地域で、雇用人口の四六%は工業に従事し、フランスの工業人口の半ばを占めている。し

かしこの地域は同時に斜陽化地域で多くの問題をかかえている。これについては後に詳述するが、その原因の一つはこの地域の産業構造にある。つまり繊維産業、石炭産業、鉄鋼業に大きく依存していることで、Nord-Pas-de-Calais とローレヌの石炭産業、ローレヌの鉄鋼業、Nord とアルザスの織物業などがその代表である。それに加えてフランスの極端な中央集権化が、この地方の発展、産業の多様化を妨げている。

西部は低開発地域で、農業に対する依存度が高い。その依存度はブルターニュで最も高く、全雇用の三五％が農業人口である。フランス西部は海岸地方を多くもっているが、重要な港はない。ナント、ロッシュェル、ボルドーも工業化された後背地に欠け、二次的な港にすぎない。

フランスの地域政策は一九五四年から行なわれ、その方策は極めて多様である。パリ地区では集中を規制する措置が不完全ながらとられている。つまりパリ地区から外に出て、パリ平野以外に居をうつす企業に対しては分散化のための援助金が交付され、パリ地区に居をかまえる企業は特別の租税を支払わねばならない。西部の殆んど全域と東部の適応化地域では開発のための助成金や様々の財政的便宜が与えられている。パリ以外にも発展の極を形成すべく均衡化都市 (métropole d'équilibre) が考えられ、八つの都市（リール、メッツ、ナンシー、ストラスブル、リヨン、マルセイユ、トゥールーズ、ボルドー、ナント）がそれに指定されて便宜が提供されている。しかしパリと他地域の不均衡は実際にはむしろ悪化しつつある。

2 西 ド イ ツ

西ドイツは一一の Länder、即ち州から成っており、地域構造の研究上これを次の四々五の地域に再編成できる。

- (1) 北部 (Schleswig-Holstein, Niedersachsen, Bremen, Hamburg)
- (2) 西部 (Nordrhein Westfalen)
- (3) 中部 (Hessen, Rheinland Pfalz, Saarland)
- (4) 南部 (Baden Wurttemberg, Bayern)
- (5) 西ベルリン

なおこの分類とは別に東部の東ドイツと接する南北に走る帯状の東部国境地帯を特別の地域として措定することができぬ。

西ドイツは人口密度はかなり稠密で ($254人/km^2$)、相対的に均質な分布を示している。南部は農業のウエイトが高く、活動人口の一三%が農業に従事し、ドイツ農業人口の四七%がここに集まっている。西部は相対的に発展しており、ノルトライン・ヴェストファーレン一州のみだが、ルール地方を含み、ラインとルールの十字路を形成して西ドイツの主要な経済地域を構成している。この一州だけで国民総生産に対し三〇%の貢献をしている。東部国境隣接地域の問題は、統一された国家が分割されたところから来ている。その影響は二重である。一つは東ドイツ諸地域との経済関係の切断であり、他は東独、東欧からの難民が特に東部地方に集中していることである。

遅れた地域はドイツの領域内に分散しており、かつ農業又は斜陽産業に多く依存し、比較的弱い経済構造をもっている。Schleswig-Holstein, Niedersachsen, Rheinland Pfalz, Bayern のかなりの部分がこれに属する。西ドイツの地域政策は連邦政府 (Bund) と州 (Länder) の共同責任となっている。最初の地域政策は一九五〇

年に遡り、これは東部国境地方に存在した失業問題に対処するためにとられたものである。その後再転換を必要とする地域に対して各種の措置がとられた。開発すべき地域に対し二一の行動計画が適用され、インフラストラクチュアの開発、発展の中心の創造、財政的刺戟の供与などが行なわれた。現在では西ドイツでは地域間のアンバランスの問題は比較的小さいものとなっている。

3 イタリー

イタリーは九〇の州(provinces)と二〇の地域から成っている。地域の構成からは四つに分類される。

- (1) 北西部 (Piemont, Val daoste, Liguria, Lombardia)
 - (2) 北東部 (Trentin-Haut-adige, Vénétie, Frioul-Vénétie Julienne, Emilie-Romagne)
 - (3) 中部 (Marches, Toscane, Ombrie, Latium)
 - (4) 南部 (Abruzzes, Molise, Campanie, Pouilles, Basilicate, Calabre, Sicilie, Sardaigne)
- である。

イタリーは山と岡の国で、唯一の平野は北部、ポー河の流域のみである。海岸地方は発達しているが内陸に迄及んでいず、航行可能な水路は殆んどない。人口は北西部に集中している。集中傾向は更に続いており、一九六〇年——一九六七年の間に北西部は一〇万人を受入れ(8%増)、南部地方は一四〇万人の流出(8%減)を見た。農業は南部が支配的であり、工業は北西部で発達している。一人当り生産の南北の比は一对二である。

イタリー南部地方、即ち Mezzogiorno は大きな地域問題をかかえており、ECの地域問題では最大のもの

いはいすぎになるが、主要なものの一つである。起伏に富み、降雨量少く、乾燥しており、天然資源が殆んどない広漠としたこの地方、Mezzogiorno は共同体の周辺地域としての性格を持っている。イタリア南部は更に政治史的には多くの異民族の占領と統治の結果、北部地方と較べて文化的にも経済的にも遅れており、この後進性はイタリアの政治的統一後も改善されるどころか拡大し、工業は発展せず、生産性の低い農業に依存してきた。アペニン山脈及びアルプス地方も又生産性の低い山岳農業地帯である。

北西部はミラノ、トリノ、ジェノヴァの三都市を含み、イタリアの中で最も工業化され最も発展した地域である。今世紀初頭以来この三都市は二〇〇万人の人口の流入があり、人口は飽和状態となっている。

イタリアはこのように北から南にいたる迄多くの問題をかかえているが、イタリアの地域政策は専ら南部政策である。一九五〇年南部開発基金 (Cassa per il Mezzogiorno) が設立された時から南部政策が始まった。これは当初一五年間の計画であったが、更に一五年延期され、一九八〇年迄の計画となっている。一九五〇年から一九七二年迄に一〇兆リラの投資を行ないインフラストラクチュアの開発、農業の近代化、工業開発などの事業を行なってきた。

4 オランダ

オランダは一一の州から成るが地域政策上四つの地域に分類できる。

北部 (クロニンゲン、フリゾン、ドレンテ)

西部 (北部ホーランド、南部ホーランド、ユトレヒト)

欧州共同体の地域経済問題 (清水)

東部(オーバーアイゼル、ゲルドル)

南部(ゼーランド、北ブラバント、リンブルグ)

オランダはEC諸国の中では最も古い時代から地域政策と土地改良を行なって来た国で、これは特に海の征服という形をとって行なわれてきた。この海とのたたかいかいについては、別に詳しく言及する。

オランダは共同体諸国の中で、或いは西欧諸国全体の中で、最も人口密度の高い国である。国土が比較的狭小であるのに人口分布はかなり不均等で、国土の五分の一にすぎない西部地域に人口の半数が集中している。従って西部地域が農業をも含めた全経済部門で支配的役割を果している。北部は人口稀薄で農業に対する依存度が最も高い。南部は工業化されている。

オランダの人口は西部地域に集中していることは既に述べたが、この地域は特にアムステルダム、ハーレム、ライデン、ロッテルダム、ハーグ、ユトレヒトを含んでおり、低地オランダの代表的地方である。ヨーロッパの海へのはけ口として他に類を見ない立地条件にめぐまれ、経済活動が極度に集中しており、ロッテルダムは世界で最も近代化され、最も航行密度の高い港をもっており、世界一の港である。しかしこの地方は、そのかなりの部分が海面より低位にあるという問題をかかえている。

北部地方は低開発地方という言葉は適当ではないけれども、農業に対する依存度が他地方に比べて高いことは、やはり開発の遅れていることを示している。この地方では農業の生産性も又低く、雇用機会が少ないため人口は流出している。

石炭地方であるリンブルグ、織物地域であるティルブルグ(北ブラバント)は斜陽地域である。

戦後の地域政策を顧りみると、一九五二年にドレンテ州に限られていた地域政策が、翌一九五三年には開発途上地域の総てに拡大された。これらの地域は「経済的刺戟地域」又は「構造変革地域」と呼ばれ、北部地方全域と南部地方の一部を含み、総面積の四三％をカバーするものであった。現在ではそれは北部とリンブルグ南部に限定されている。

援助地域に指定されたところでは企業は投資に対して二五％の補償を受取り、その他の金融上の利益を受けることができる。土地改良は大々的に進められ、アイゼルメールの干拓と新たなポルダーの創造が行なわれ、又ゼーランド地方では「デルタ計画」が進行中である。ロッテルダムのエーロポートとは別にオランダでは更に新しい近代的な港をつくろうとしている。特にエムスの河口（デルフザイル）、エスコー河口（フレッシング、テルノイゼン、ベルゲン―オプゾーム）がそれで、これらの港湾の整備は新たな工業地域の呼び水となるであろう。集中のほげしい西部地方に対しては分散化のための補助金が与えられている。

以上オランダの地域政策の概要であり、詳細は別に述べるが、オランダの地域政策はECの中で最も目ざましい結果をあげており、西部地方は人口の流入地域であったが最近は人口の流出地方と変わった。

5 ベルギー

ベルギーは九つの州から成っているが、地域的には三つの地域に分けられ、又一九七〇年の経済地方分権化を進める法律、又一九七四年の地域化促進の法律でもこのような三つの地域に分けて、それぞれの地方の自治を大幅に打出す政策がとられ始めた。

- (1) フランドル地方（西フランドル、東フランドル、アントワープ、リンブルグ、ルーヴァン周辺）
- (2) ワロン地方（エノー、ナミュール、リエージュ、ルクセンブルグ、ニベル周辺）
- (3) ブラッセル地域

地域問題の議論がベルギー程きびしい国は他にはなかった。そしてそれは最終的には一九七〇年の憲法改正まで至ったのである。そして新しい憲法のもとで、関連する各種の法律の改正が進行中である。ベルギーでの問題は言語問題、民族問題と、それから派生するあらゆる政治問題であり、経済問題も当然その一つである。

最近においてはフランドル地方が総ての面で優勢で、支配的である。人口密度高く、工業化され、生産性も高く、成長率も最も高い。しかしフランドル地方とワロン地方の経済構造は似通っている。例えば一次産業、二次産業、三次産業の占める比率はほぼ同じである。しかしその内容は異なっている。フランドル地方は新しい産業、ワロン地方は伝統的な、今となつては斜陽的な産業が支配的である。ブラッセル地域は三次産業が雇用の六五%を占め、工業のウェイトも高い。経済の発展水準はブラッセルで一番高く、一人当たり所得はフランドル及びワロンの一・五倍、ルクセンブルグ州の二倍である。フランドル地方の発展とワロン地方の衰退が特徴的である。

ベルギーの面積は三万平方キロに満たず、交通網は世界で最も密な国の一つでありながら、周辺の開発は遅れており、失業者が多く存在していた。一九五九年にベルギーで初めて地域政策が実施された時点では失業率はフランドルで八%、ワロンで五%だった。この事情はその後変化し、フランドルとワロンの関係は逆転した。ベルギーが直面している基本的な問題は次のような問題である。即ち地域における深刻な問題はカンピーヌ及びワロン地方の石炭地域の問題である。石炭危機の時のワロン地方の蒙った打撃は全ヨーロッパの中で最大であった。

一九五二年から一九七二年の間の生産の減少は八六％であり、雇用減は八八％でまさに壊滅的な打撃であった。この打撃はこの地方の全域に影響を与え、一九六五―六八年の年平均成長率は一・六％という低いもので、更に特定の地域——例えばリエージュ、エノーにおいては成長率はマイナスの値であった。

ベルギーの地域政策は一九五九年に始まり、一九六六年、七〇年に修正されている。政策の対象となっている人数は四〇〇万人で、これはベルギー総人口の四五％にあたる。石炭地帯、繊維地帯のそれぞれ全域と、工業中心地から離れた農村地帯が開発の対象となっている。ただここでベルギーの特殊問題として二つの言語地域の均衡を考えねばならない事情があり、このことは往々にして経済的・社会的問題の考慮と両立しない場合もある。地域政策の手段は主要にはこれら地域に進出する企業に対する利子補給のような援助で、投資の費用の三〇％迄の援助が受けられる。

6 イギリス

イギリスには一〇〇以上の州があつたが、一九七四年に六七の新らしい州に統合された。これが経済計画上は更に一一の地域に統合される。地域経済の分析上からは二つの地域に分けるのが便利である。

(1) 北西部 (北アイルランド、スコットランド、北イングランド、北西イングランド、ウェールズ、ヨークシャ、ハマサイド)

(2) 東南部 (ウエスト・ミッドランド、イースト・ミッドランド、イースト・アングリー、南西イングランド、南東イングランド)

北西部は人口密度で南東部の約半分である。しかしこれは南東部が人口八〇〇万人以上のロンドン地区を含んでいるからで、全般的には北西部と南東部は自然条件、人口、雇用状態でかなり同質的に見える。大きな分類で見た産業別雇用構造もそれ程違っていない。しかし、細分すれば北西部は南東部よりも基礎的な産業、例えば石炭産業、造船業、繊維産業に依存し、南東部は電子産業、自動車産業といった成長産業に依存していることがわかる。イギリス全域を通して発展水準の差はそれ程大ではない。しかし一人当りの生産量で見た場合南東部が北西部より、二〇%高い。これは南東部がロンドン地区を含んでおり、北西部が北アイルランドを含んでいるからである。伝統的な産業が斜陽化の道をたどり始めたのは、世界でイギリスが一番早い。これはイギリスが工業国として最も古い国であることと、その市場が主としてかつての植民地、英連邦に依存していたという市場構造によるものである。この現象は一九三〇年代の世界恐慌の時期に現われ、それ以来続いている。特に石炭、鉄鋼、造船、繊維に大きく依存している北イングランド、スコットランド、ウェルズ、北アイルランドでこの現象が顕著である。これら地域では失業と人口流出があい次いでいる。

これとは反対にミッドランド地域特にロンドン地区では失業は少なく、人口は増加しつつある。そして過度の集中のため、社会的負担が増大し、又他の地区の発展が阻げられるという問題をはらんでいる。

イギリスの地域政策は一九三四年に始まっており、従って西欧の中では最も古いものである。しかし現在の地域政策が法律によって制度化されたのは一九四五年である。その目的は特に失業の多い地域で、失業を救済し、旧式の経済構造をもった地域で産業を多様化して景気変動による影響を少なくしようということにあった。同時にロンドンやミッドランド地域では過度の集中を避けるため抑制的な政策がとられている。地域に対する援助は

極めて多様な形で行なわれているが、最も基本的で最も古くからなされているものは工業地域における工場及び住宅の建設である。イギリスはこのような地域政策の草分けの役割を演じた。イギリスのニュー・タウン政策は後に世界的に波及するが、特筆すべきである。⁽¹⁾一九四五年からイギリスはこのニュー・タウンの建設に一〇億ポンド以上の支出を行ない、一〇〇万以上の新規雇用の創出に貢献してきた。このような政策が極めて大きな効果を現わしているにも拘わらず、旧式の産業地域の斜陽化は、それより早いテンポで進んでおり、イギリス経済を救い難いものにしつつある。

(1) イギリスでニュー・タウンを建設するというアイデアは一九世紀末に既に示されていた。貧民の住宅問題を解決するために Ebenezer Howard は著 "Tomorrow: A Peaceful Path to Real Reform" を一八九八年に刊行し、その中で三万人規模の緑化された団地建設の提案を行なっている。この団地は緑化地域、田園地域で隔離され、住宅地域、商業地域、文化地域を含むものとされた。Patrick Goddes はこのアイデアを過密地区の住宅問題を解決することにとどめず、地域開発計画の重要な一環と考えるように考えを進めた。これが Patrick Abercrombie によって、一九四四年、「偉大なロンドン計画」に具体化され、一九四六年の New Towns act として現実のものとなったのである。開発公社が設立され、土地の買収と建設の事業を請負った。一九四六年から一九五〇年の間に一四のニュー・タウンがつくられ、その中の八つはロンドンの周辺にある。ロンドン、ニューカスル、バーミンガム、マンチエスター、リバプールはこのようなニュー・タウンにとり囲まれ、過剰な人口に住宅を供給すると共に巨大な地域開発計画に一役かったのである。

7 アイルランド

アイルランド共和国は二六州 (Country) からなるが地域経済の分析上三つの地域に分けられる。

欧州共同体の地域経済問題 (清水)

- (1) 西部(ユルスター、コナクト、ミュンスターの一部、クレアー、ケリー)
- (2) ダブリンを除いた東部(レインスター、ミュンスターの一部、リメリック、テイベラリー、ウォーターフォード、コーク)
- (3) ダブリン(ダブリン州)

アイルランドは全体として自然条件にめぐまれていないが、西部は特に不利な条件にある。アイルランドは人口は稀少であるが、それでも猶人口流出は甚だしく、ヨーロッパの内て最大の部類に属している。アイルランドは主として農業に依存し、面積の九八%が農村で人口の七三%が農民である。アイルランドは全体として低開発地域の問題をかかえているといえる。ダブリンだけが唯一の都市で、工業や第三次産業が発展している。

アイルランドの地域政策は一九五〇年にさかのぼるが、現在の地域政策は一九六九年の法律にもとづく。それは国土政策であり、又工業化政策である。対象地域は五六%で工業化の援助金が支給されている。しかし、アイルランドが欧州共同体の平均水準に達するには、まだまだ努力が必要である。

8 デンマーク

デンマークは一八の州から成るが、次の五つの地域に分けられる。

- (1) ゼーランド(コペンハーゲン、フレデリックスボルク、ロスキルデ、西ゼーランド、ストロストウローム、ボルンホルム)
- (2) フィオニー(フィオニー州)

- (3) ユトランド (南ユトランド、リーベ、Veje、リングコピング、アールフス、フィボルク、北ユトランド)
- (4) フェロエ諸島
- (5) グリーンランド

デンマークはスカンジナビアの南方に位置し、バルチック海への出入口という重要な位置にある。国は全体的に平野で、ユトランド半島と数百の島から成っている。更に遠方にフェロエ諸島とグリーンランドがある。グリーンランドは北極の大陸で殆んど不毛である。

コペンハーゲン以外のところでは人口分布は大体均等であるが、首府とそれ以外の地域間の不均等がデンマーク程大きいところは欧州共同体の他の国では見られない。コペンハーゲン地区は国土の六%であるが、人口の三%がここに集中し、工業人口の三八%、第三次産業従事者の四五%を吸収している。ユトランドはデンマークの大農業地域であり、フェロエ諸島とグリーンランドは漁業に依存している。ゼーランドが最も開発されており、ユトランドは低開発地域である。

デンマークの地域政策は一九五八年から始まっているが、一九六九年から現在の政策がとられている。この政策は各地域がそこに適した発展することを考えており、ユトランド半島の四分の三の地域と多くの島々とが対象で、国土の五六%、国民の三一%を含んでいる。多くの島々を連絡し、又スウェーデンと連絡するような国土の設備化が重要である。

9 本章のまとめ

以上各国別にそれぞれ地域に分類し、その特徴、問題点及び各国のレベルでとられている地域政策を概観した。各国レベルでとられている地域政策は次のように分類される。

(1) 工業用地の低価格での供給

工業用地を低価格で供給し、投資の費用を少なくして産業の誘致をはかる。地方自治体による工業用地の造成に中央政府が補助金を与えることで低価格の実現をはかっている。

(2) 投資助成金の交付

西ドイツ、フランス、イギリス、アイルランド、イタリア、オランダで最も一般的に行なわれている地域援助政策である。この助成金が多いところでは投資金額の二〇〜二五％に達している。しかしアイルランドのある地域では六〇％、イタリアのシシーヤサルヂニアでは四〇％にも達している。これの丁度裏返しが集地域への新規投資に対する特別税の課金で、その例としてはパリ地区における特別税と分散化助成金の制度がよく知られている。

(3) 低金利の貸付

これも多くの国でとられているが、特にベルギーとイタリアで主としてとられている。又国家による保証をとるもなる場合もある。

(4) 租税の軽減又は免除

これも多くの国でとられているが、形態は多様である。

(i) 事業所得税の長期にわたる免除（イタリア、アイルランド）

(ii) 建物及び設備資材の償却の加速化

(iii) 不動産税、建物・土地の取得税、再投資に向けられる利益税の免除

(5) 雇用に対する助成金

ベルギー、デンマーク、西ドイツ、イギリス、アイルランドでは職業形成助成金がある。これで職業教育の期間のサラリーの割戻しが行なわれる。

大体以上のようにあるが、問題は各国で与えられる援助の基準が、ヨーロッパ的レベルで見た場合、必ずしも統一的でなく、その調整が必要なことが指摘されている。そして不統一的な、ばらばらな国家のレベルの援助の実施はE Cレベルで見た場合、人為的な、又は国家による競争の歪曲を惹起していることも指摘されている。⁽¹⁾

(1) ローマ条約第九二条―九四条では国家による援助で競争を歪曲するもの又はその恐れのあるものを禁止している。

III E C全体として見た地域経済の構造

地域の問題、地域間の不均衡といっても、それは色々な角度からとらえられる。次のような基準が多くの論者によって立てられている。

(1) 一人当り平均所得。これで比較する場合E C全体の平均所得を一〇〇とし、この半分の所得を五〇であら

わすといった具合に指数で表現する。

(2) その地域の生産物の増加率、或いは同じような表現であるがその地域の経済成長率。所得を表わす指数は必ずしも低くなくても、成長率が低ければ、その地域は停滞している。

(3) 失業率。或いは失業及び雇用の変化。

(4) 移民率。人口が流出しているか、流入しているか。或いは更に出生率をも加えて人口が増加しつつあるか、減少しつつあるか。又増加の場合も人口集中が過度になっているか否かも一つの基準となる。

(5) 農業が支配的な地域。特に零細農が多い地域、山地農業、人口流出に悩んでいる農業等、生産性の低い農業に依存している地域の問題。

(6) 斜陽工業地域又は産業構造が変化しつつあり、その苦しみを経験しつつある地域。

(7) 国境地域。

などがある。更にこの他にインフラストラクチュアの開発の程度、教育・文化の発展の程度なども別の基準となる。以下でこれらの内から若干の基準をとりあげ、EC全体として見た地域経済の不均衡をとりあげてみたい。

1 一人当りの所得水準

ECの中で代表的な低所得地域は二つある。即ちイタリア南部とアイルランドである。ここでは所得の指数は六〇%以下で、全体として農業地域である。この二地域の他に、もっとECの中心に近いところで一人当りの地域所得が六〇%〜八〇%の間にある地域としてイタリアの中部及び北東部、イギリスの北部及び西部がある。

一人当たり所得の高い地域（指数二〇以上）はフランス、西ドイツ、ベルギー、デンマークの各首都圏、アントワープ、西ドイツの若干の都市及びその周辺である。これらの地域全体でECの総人口の一八%を占め、工業と第三次産業が発展している。

アイルランド、デンマーク、フランスでは国全体の平均所得を上廻っている地域はただ一つ（首都圏）だけである。共同体的レベルで見ると、国民所得の平均、或いは殆んどどの地域の平均所得が、共同体全体の平均を下まわっている国はイタリー、イギリス、アイルランドである。逆にいえばその他の国の平均所得はECの平均所得を上まわっている。

2 失 業 率

失業率の高さは景気の状態によって変動し、特に一九七四、一九七五年は各地域とも失業率は上昇している。一九七三年以前のところで見た場合、失業率の高い地域は四地域で、その内四つは辺境地域である。第一にあげられるのがアイルランドとイギリスの北東部で、アイルランドで五万六千人（一九七一年）、イギリスで三十三万人（一九七二年）であった。一九六六年から一九七一年の間にこの地域の失業率は四%から七・五%に上昇している。その次にあげられるのがイタリー南部で、更にイタリー中部をも含められる。五一州で総計七十二万人（一九七二年）の失業が記録されている。失業率は八%以上に達している。第三の地域はデンマークの九つの州、特に北ユトランドの失業率が高い。最後にベルギーの周辺部で一九七〇年には四万人の失業が存在しており、その後この数は増えている。失業率はモンで九%、リエージュで八・六%、フュルヌで八・五%（一九七一年）である。

3 移 民 率

移民率の高い地域は八地域ある。

(i) イタリア南部及び中部(ローマ及びラティナ地方を除く)

ここでの人口流出はその率の高さと地域的拡がりの大きさではECの中で最も大きい。この現象は古くからあり、そして現在も続いている。州によって数字は異なるが、一〇〇〇人中五〜一五人の率で毎年流出を見ている。この地方の人口流出は年間約二六万人に達している。これらの移民者の中にはかなり質の高い労働者も含まれている。

(ii) イギリス北部・北東部

特にスコットランドでその率が高い(一〇〇〇人中六人の割合)。この地域全体の人口流出は年間七万人に達している。

(iii) 西ドイツの東部地方

一〇〇〇人中一〇人の割合で毎年一万六〇〇〇人の流出を見ている。

(iv) アイルランド

ダブリンを除いて一〇〇〇人中一〇人〜一五人の割合、一年に一万三〇〇〇人が流出している。

(v) フランス西部

ここは上記の地方程流出率は高くないが毎年一万七〇〇〇人程の流出を見ている。

(vi) デンマーク（北東部を除く）

一〇〇〇人中五人の割合、年間流出数は四〇五〇〇人。

(vii) イタリア北東部

年間二万六〇〇〇人の流出

(viii) ベルギー、フランス、西ドイツの国境地域

この地域の人口流出は全体で三万六〇〇〇人に達しており、その内二万五〇〇〇人がフランス、六〇〇〇人が西ドイツ、五〇〇〇人がベルギーの地域に属している。

4 農業生産が支配的な地域

農業地域とは労働人口の二〇%以上が農業労働に従事している地域をいう。地域的にはECの面積の四五%をカバーしており、共同体の人口の二〇%がこの地域に住んでいる。

イタリア南部、フランス西部・南西部、西ドイツ南東部、デンマーク北部、アイルランド（ダブリンを除く）がこれに属している。

農業が支配的な地域と、地域の後れとは一定の相関関係にある。即ち地域の生産性の低さがその地域の一人当り所得を低下させ、農村における雇用機会の少ないことがこの地域から絶え間ない人口流出を引き起こし、これがこの地域の社会的後進性をもたらしている。一九五〇年から一九七〇年迄にヨーロッパ諸国の農業人口は半分に減少したが、半ば工業化された農業地域ではこの離農者を工業部門で吸収しえたが、農業が支配的な地域

ではそのようにはならなかった。農業地域を如何にして工業化された農村地帯に変革するかがこの問題である。

5 斜陽化地域

かつては非常に盛んな工業の中心地域であったが、現在では産業の支配的な座からおり、むしろ衰退傾向にある地域である。石炭を中心とした採鉱産業、繊維産業の地域が主としてこれに属しており、非近代的な設備・生産構造をもっており、多くの失業者をかかえ、企業の転換と近代化の課題をもっている。炭坑地帯としてイギリスの北部、ウェールズ、イースト・ミッドランド、西ドイツのエッセン、メルス、ゲルゼンキルヘン、レヒリングハウゼン、ドルトムント、ウンナ、ザールブリュッケン、フランスのパ・ド・カレ、モーゼル、ベルギーのランブール、モン、シャルルロワ、オランダのリンブルグがこれに属する。繊維産業地帯として、イギリスの北アイルランド、イースト・ミッドランド、ヨークシャ・アンド・ハマサイド、ノース・ウエスト、スコットランド、フランスのオーブ、ヴォージュ、タルン、ライン上流地方、ノール、ロワール、ソム、イゼール、ロース、パ・ド・カレ、セーヌ・マリチム、イタリアのヴェルセリ、フィレンツェ、パレス、コム、ベルガモ、ヴィセンツァ、ノヴァラ、トレヴィソ、モデナ、ブレスシア、西ドイツのベントハイム、ブッペータール、ケンペンクレフェルト、スタインフルト、レーラッハ、バーリンゲン、ロイトリンゲン、アウグスブルグ、ベルギーのサン・ニコラ、クルトゥレ、ガン、オランダのオーヴァー・アイゼルがこれに属している。

ただ右に列挙した地域が総て現時点で困難な問題に直面しているというのではない。その産業の性格から何時大きな困難に直面するかも分からない可能性を含んでおり、その対策を考える必要のあるものも含まれている。

農業地域の衰退は長期間に徐々に進行し、人口減少は年率3%で、各地に分散して人口は流出している。E.C.の農業政策の故に農業を選択するか放棄するか、何れにしても国家の(E.C.)補償金が得られる。しかし斜陽産業地域の問題は、この斜陽化現象の起るのが、かなり発展した、人口の密集した工業都市においてである。そしてその現象が現われ始めるや、急速に地域全体に及び、他部門にも大きな波及効果をもたらし、急に大量に発生した失業に対処しなければならず、その後遺症は慢性化する傾向がある点がこの地域の特徴である。

6 国境地帯

人為的国境により分断され、経済活動に困難、又は障害を生じている地域で、三つのタイプがある。

まず西ドイツの東部国境近くの地域で、かつては現在の東ドイツに経済的に依存しており、ドイツが東西に分断された結果、従来の原料供給地域、製品の販売市場と切り離されてしまった地域で、シュレスウィヒホルスタインやニーダーザクセンがこれに属する。次のタイプは普通の国境地域であるが、特に海を介して他国につながっている地方、例えばフランス北部、西部、南部、イタリー南部のように経済の中心地域から隔っており、又経済の中心地域への道路網が完備しておらず、天然の良港があったとしても、経済の後背地にめぐまれないため、いわゆる辺地として残っている地域である。第三のタイプはE.C.の中ではむしろ中心部に近いところであるが、フランスドイツ国境、フランスイタリー国境、ベルルクスの国境にまたがる地域、フランスベルギー国境、ドイツオランダ国境地域である。かつては国家の経済政策にのみ依存し、やはり辺境地域であったが、E.C.成立後はE.C.のほぼ中心に位置し、国境にまたがった一つの経済地域として発展する可能性が考えられ

る。それがうまく行くか否かは今後の問題であるが、ECの一層の統合化の成否を握る一つの鍵とも考えられ注目すべき地域である。

7 過度の集中地域

別の意味で、或いは逆の意味で問題をかかえている地域で、経済活動と人口集中が過度になった地域。公害問題、住宅問題、汚物処理問題、交通問題等をかかえている。パリ地域、オランダの Randstad 地域、西ドイツのルール地域、イタリー北部及びイギリスのロンドン周辺がそれである。パリでは事態は特に極端で、面積でいって二%にすぎないところに一九%の人口が集まっている。又 Randstad では一〇%の地域に四〇〇%の人口が集まっており、分散化のための計画——新しい都市、新しいポルダーづくりが治水計画と組み合わせられて総合的に押し進められつつある。

以上色々な基準で EC の各地域の発展の不均等を見てきたが、これらの基準は一方においては互いに関連しており、農業地域は低所得地域であり、失業率の高い地域であり、かつ人口流出地域であるといった具合である。同時に所得水準は比較的高いが、成長率は低く停滞しているといったように必ずしも一致しない基準もある。ECとして地域政策を考える場合、これらの基準をどのようににかみ合わせて政策を立案するかが問題で、特に地域開発基金を有効に運営する場合の前提となる。資金の分配が国益と直結し、現在の統合のレベルでは国益と国益がまともにぶつかるからである。又現在の段階では地域政策は主として国家又は地方政府の手にゆだねられており、国境を越えた形での調整は殆んど行なわれていない。国家によって、地域政策の基準が異なり、資金の豊

富な国や地方は地域政策を積極的に進めている。このように不統一におし進められている地域政策の故にECレ
ベルで見た場合、不均衡はむしろ拡大する傾向すら認められる。一九七三年に出されたEC委員会の報告書では
次のように述べられている。

「しかしながら共同体全体として経済活動が調和をもって発展しているとはいえないし、地域的にも均衡のと
れた発展をしているとはいえない。かくして各加盟国政府の積極的な介入政策にも拘わらず、各地域間の所得較
差は修正されなかった。最も発展した地域は最も貧困な地域のほぼ五倍の一人当り所得を維持している。」⁽¹⁾

(1) Commission des Communautés Européennes, Rapport sur les Problèmes régionaux dans la Communauté
élargie, 1973, Bruxelles.

IV E C の地域政策

1 ローマ条約及びパリ条約の規定

ローマ条約 (E E C を設立する条約) は共同体の地域政策について直接的な形での規定は定めていない。しかし
モリス・ビエ⁽¹⁾、フランソワ・ペルー⁽²⁾は既に経済同盟の設立が地域間の、ひいては国家間のアンバランスを増大
させる傾向のあることを指摘し、又、ローマ条約交渉の過程でイタリーは南部地方の開発に E E C から資金を引
出すことを主張したことはよく知られている。ローマ条約はそれらの主張を意識しつつ作成された。

(1) Maurice Byé: Union douanière et Données nationale, Economie Appliquée, 1950. n° 1.

(2) François Perroux: Les Formes de la concurrence dans le Marché Commun, Revue d'économie politique,

Jan-Fey, 1958.

ローマ条約では前文で「地域間の差及びより不利な条件にある地域のおくれを縮少することにより調和した発展を確保する」ことを念願しており、又第二条では「共同体全体の経済活動の調和した発展……を促進する」と述べている。又第三九条2(a)(農業問題)、第四九条b(社会政策)、第七五条3、第八〇条2(運輸問題)、第九二条(競争政策との関連で国家の援助に関する問題)、第一二九条、第一三〇条(欧州投資銀行)で地域経済政策についての言及があり、E C S Cを設立したパリ条約では第五六条で「一または若干の地域で失業労働者の再雇用が特別の困難になった場合」の職業転換、職業的再教育についての定めがある。しかしこれらは何れも断片的なものであり、共同体としての組織的な地域政策は何ら打立てられていない。いわば地域政策の重要性を述べつつ、それは各国家の政策にゆだねたことになっている。七〇年代になり、特に経済通貨同盟が指向されるようになってE Cとしての政策の遂行の必要性が云々され出した。

2 E Cの機構内での地域政策

E Cの従来の機構の範囲内での地域政策も皆無ではなかった。E C S Cの範囲での政策、欧州投資銀行の活動、欧州社会基金、欧州農業基金の活動などがある。

(i) E C S Cのわく内での政策

E C S Cを設立する条約第五四条では最高機関が企業に貸付を行ない又は借入れの保証を与えることによって投資活動を行なうことができるむね定められており、またそのための基金が設立されている。この条項は地域政

策を特に対象とした規定ではないけれども、石炭・鉄鋼業は一定の地域的に限定された分布をしており、この融資は地域的金融の役割を果たしてきた。同じくパリ条約第五六条では失業者の再雇用、職業教育に関する規定を定めており、ECSはこれらの投資および社会政策的援助を与えてきた。投資活動の内容は、①企業の生産性及び収益性を高めるため、②労働者の住宅建設が主である。企業に対する貸付は一九五二年から一九七三年迄に一三億UCに達しており、内訳は石炭業に三億六〇〇〇万UC、鉄鋼業に八億二〇〇〇万UC、鉄鉱業に三〇〇〇万UCとなっている。又住宅建設援助は一九五六年から一九七三年に二億五四〇〇〇万UCで一二万四〇〇〇戸の建設が行なわれた。再適応化に対しては一九五二年から一九七二年の間に二億UCの貸付、一六億の投資が行なわれ、一定の成果をあげている。

(ii) 欧州投資銀行

銀行の目的はローマ条約第一三〇条に定められている。すなわち、

「欧州投資銀行の任務は、資本市場および自己資本により共同体のために、共同市場の均衡のとれた円滑な発展に貢献することである。この目的のために欧州投資銀行は営利的な目的を追求することなく、貸付および保証を与えることにより経済のあらゆる部門において以下の計画に対し融資を容易にする。

- (a) 低開発地域の開発のための計画
- (b) 企業の近代化または転換のための計画、または共同市場の漸進的設立に必要であり、かつ、その規模と性格の故に、加盟国に現存する諸種の融資方法によっては完全に包含されないような新活動をつくり出すための

計画

欧州共同体の地域経済問題（清水）

第3表 1958—1972年迄の貸付件数と貸付金額

	貸付件数	貸付金額 (100万 uc)	%
ベ	6	67.19	2.7
ル	44	353.63	14.6
西	56	570.50	23.6
フ	196	1,412.27	58.3
イ	5	8.29	0.3
オ	3	9.00	0.4
ルク			
セン			
ブル			
グ			
計	310	2,420.88	100

Paul Romus, Economie Régionale Européenne より

(c) 各加盟国に現存する諸種の融資方法によっては完全に包含されないような規模と性格をもった多数加盟国の共通の利益に関する計画」
銀行の資本は発足当初十億勘定単位(U C)の応募資本からなり(欧州投資銀行定款第四条)、各国の分担額は次の通りであった。

ベルギー 八六五〇万 U C
西ドイツ 三億 U C
フランス 三億 U C
イタリア 二億四〇〇〇万 U C
ルクセンブルグ 二〇〇万 U C
オランダ 七一一〇万 U C

資本金はその後二回の増資を経て一九七五年現在では二〇億二五〇〇万 U C となっている。一九五八年に営業を開始してから一九七二年迄の銀行の貸付は第3表のように要約される。

このように欧州投資銀行は、それなりの活動を通じて地域開発に一定の役割を演じてきた。特にイタリアが多額の貸付をうけており、主として西ドイツが資金源の役割を果している。イタリアに関しては、ローマ条約附属議定書の「イタリアに属する議定書」においてイタリア開発のために投資銀行を利用することが特にうたわれている。

銀行の問題点は二つある。

第4表 欧州投資銀行の国別、部門別融資件数 (1958—1972)

	ベルギー	オランダ	ルクセンブルグ	西ドイツ	フランス	イタリー	計
化学工業	1	2		11	7	41	62
鉄工業				7	2	12	21
金属加工業				5	3	18	26
建設資材					1	16	17
自動車・輸送機器					3	4	7
ガラス・陶器						6	6
製紙・パルプ	1			3		3	7
繊維・皮革					1		1
発電事業	2		1	9	8	12	25
電気事業					1	9	10
食品加工					6	8	14
農業設備(灌漑)					3	22	25
鉄道				2	2	4	8
自動車道	2	1			4	18	25
運河				1		1	2
ガスパイプライン		1		3	4	1	9
採取産業				1		2	3
その他		1	2	2	6	12	23
計	6	5	3	44	56	196	310

出所 第3表と同じ。

まづ第一に銀行の資金規模が小さいことである。このため低開発地域の要求に十分に応じることができない。

第二に銀行の性格とそこからよって来る貸付構造の問題である。

即ち銀行は「営利的な目的を追求することなく」とローマ条約でうたわれているが、その貸付の金利および手数料は商業的センスに立ったものである。「銀行が供与する借款の利率および保証の手数料は、資本市場の一般的条件に適合し、かつ、銀行がそれから得られる収入をもって債務を支弁し、経費をまかない、また第二四条に定める準備金を積み立てることができるように計算されたものでなければならない」(銀行定款第一九条)であり、その利率は一九七一年には平均して八・七五%であった。また貸付は企業利潤その他によって元利の返却が確実なところに対してなされる傾向がある。

第4表は一九五八年から七二年までの欧州投資銀行の融資を国別・部門別に整理したものである。融資先として二つの傾向を見出すことができる。一つは化学工業、鉄鋼業、金属加工業、建設資材、運輸機器、食品加工といった民間企業向けであり、他は発電(原子力その他)、電気事業、電信、鉄道、自動車道、運河、ガスパイプライン等のいわゆるインフラストラクチュア部門である。特に前者に多く融資されているのがきわだった特徴で、いかなれば利潤を多くあげている大企業の行なう大規模な計画に融資が多くなされていることを示している。地域開発に対する一定の役割を果してはいるとしても、地域政策の基本的なあり方を考えた場合、特に地域の問題が、生産性の低い農業問題にあり、或いは又斜陽化地域にあることを考えた場合、農業の生産性を高め、企業の再転換をはかり、それらと関連して社会政策の充実が重要となってくる。その点に関しては欧州投資銀行は直接的には関係していない。

(iii) 欧州社会基金の活用

欧州社会基金はもと「共同市場における労働者の雇用の機会を増加し、生活水準の向上に寄与し、雇用の便宜および地理的・職業的移動性を増加する」ことを目的として設立されたものである(ローマ条約第二二三条)。そしてその具体的な活動としては職業的再教育、住居移転手当、失業保険的支出に対して援助をしてきた。しかしこれは色々な点で批判の対象となっていた。批判点は次のようなものであった。

- (1) 潜在的な失業又は失業の恐れは考慮に入れられていないこと
- (2) 援助の条件が厳格すぎること
- (3) その援助は国家によってとられた行為に対して事後的になされるので、社会政策としてのECの主導性に欠

けていること

- (4) 活動範囲が広いのに資金は少なく、効果がうすいこと
- (5) 単なる補償金庫的役割しか果していないこと
- (6) 地域の状況、地域の変化が考慮されていないことなどである。

EC委員会はこれらを考慮に入れて一九六五年に改革の提案を行っていたが、一九七一年にいたり基金は新たな使命をおびて再出発することになった。新たな規則では失業のみでなく失業の恐れのある場合も適用の対象としたほか、特に地域政策に重点をおき、かかる地域に対して直接的に適用することに改めた。主要な規定は、①開発の後れた地域又は主要な活動が斜陽化して雇用に重大な不均衡が存在する地域の問題を解決するため基金の援助をうけることができる(第一条第一項)、②当該地域で不均衡が存在し、雇用に影響を及ぼすような原因をとり除くための特別の計画を行なうために援助が与えられること(第一条第二項)、③基金の活動で使用可能な資金の六〇%は上記の地域のために優先的に確保される(第二条)となっている。一九七二年から新しい欧州社会基金が活動しているが、資金に対する需要は旺盛で、一九七四年の予算は二億UCであるのに需要は三億UCあった。

(iv) 農業指導保証基金の活用

ECは農業共通政策を実施するための一つの手段として農業指導保証基金(FEOGA)を設立している。これは保証(Garantie)部門と指導(Orientation)部門に分かれている。保証部門は共同市場の運営のための支出を受けており、その内容は価格支持、在庫蓄積、輸出補助である。指導部門は農業の社会・経済的構造にもとづく

活動、様々な農業地域の自然的不均衡による相違を除去するために支出される。より具体的にいえば、①農業の生産と商品化の条件を改善すること、②計画の対象となっている地域の全面的に調和のとれた発展をうながすために基金の援助を行なう、③共同体として計画を作成し、主要な努力の払われるべき地域を定めることになっている。共通農業政策が実施されてから一〇年以上たったが、欧州の農業構造の問題は全然解決されなかった。若干の地域で農業経営の能率は改善されたとしても、他の大部分の地域では農業従事者は他の産業に較べて低所得から脱していない。これに対処するため一九六八年マンスホルト計画が提出され、農業の高効率化、大規模化の促進、一〇年間に農業人口の半減を提案した。これにもとづいて一九七二年三月に農業構造改善の理事会決定がなされた。このための費用はF E O G Aの指導部門から支出される。

3 共通地域政策を求めて

(i) 六〇年代の動き

以上見てきたようにE Cの地域政策は、その重要性は強調されつつも、E Cとしての統一的な政策は皆無であり、各国が自国の基準と判断に従って行なうばらばらな政策にゆだねられ、又E Cのわく内では欧州投資銀行、欧州社会基金、F E O G Aを通じて行なわれたり、或いは共通運輸政策の一環として地域のインフラストラクチュアを建設する計画として行なわれたりでここでも一貫性に欠けていた。E Cとしてのまとまった形での地域政策の必要性が強調され、具体化の方向へ進んだのは一九七〇年代になってからであり、六〇年代では地域政策についての模索が行なわれ、そのつみ重ねが七〇年代へとつながるのである。ここでまずそれらの歩みを簡単にふ

り返って見よう。

一九五九年にマルジョラン R. Marjolin を議長とする各国の地域政策の高級官僚グループが発足し、地域政策についての討議を重ねている。このグループは一九六五年の夏、ドゴールが EEC の会議をボイコットする迄存続した。一九六〇年にベルトラン・モッテ氏 Bertrand Motte が欧州議会に報告書を提出、一九六一年には EEC 委員会と前記の高級官僚グループから成る地域経済会議がブラッセルで開かれている。一九六三年にビルケルバツハ報告⁽¹⁾、一九六四年にロッシー報告⁽²⁾が欧州議会に提出されている。特にロッシー報告では①地域政策を第一に国家の問題として考えないこと、共同体の役割を従属的なものと考えないこと②各地域において達成すべき詳細な目的を示した欧州地域改善計画を作成する必要性が述べられている。

地域政策に関する EEC の公式文書が公表されたのは一九六五年五月である。即ち「地域政策に関する委員会の最初の提案」⁽³⁾であり、これはこれ迄の議論や報告書を基礎にして作成されたものである。その中では、

- 共同体の各地域で共通の方法で計画を作成すること
 - 特別の困難に直面している地域に対する活動計画を至急に樹立すること
 - 特に国境地域における計画を調整すること
 - 欧州投資銀行によって与えられた信用に対する利子の割戻しの可能性を検討すること
 - 欧州社会基金の権限の拡大
 - 地域政策の責任者の接触の組織化
- などが述べられている。この委員会の提案は閣僚理事会、欧州議会、経済社会評議会に送られたが、その直後フ

ランスがEECのあらゆる会議をボイコットしたため、理事会では審議されないうままに終わっている。

一九六六年にベルサニ報告⁽⁴⁾が欧州議会に提出された。これは欧州議会における地域政策に関するものでは最も重要なもので、一九六五年の委員会提案を支持しつつそれを再提起すると共に独自の提案を追加しており、後の地域政策に大きな影響を与えている。追加的な提案とは①地域政策を共同体の全経済政策の中で考えるべきこと、②欧州投資銀行の構造と規約を改正すること、③地域開発に融資する特別の基金をつくること、④農業地域の構造変革のためにFEOGAの指導部門の適用、⑤EEC委員会の地域政策担当部課の強化である。

一九六七年に理事会で承認された第一次中期経済政策で地域政策についての一章がある。

一九六九年に地域開発に関する共同体の行動手段の組織化に関する提案⁽⁵⁾が委員会から理事会になされ、ここで共同体の地域政策は他の共通政策に付随する一面面をして扱われるべきでなく、共同体の全活動の一つの重要なエレメントとなるべきことが述べられ、次のような提案がなされている。即ち①四つのタイプの地域(開発の後れた地方、斜陽化地方、国境地方、構造的失業の存在する地方)における行動の緊急性、②地域経済計画の策定、③これら計画間の調整、④地域開発のための基金の設立、⑤民間及び公的な投資情報機関の設立、がこれである。

- (1) Willi BIRKELBACH, Rapport sur la politique régionale dans la C. E. E., Parlement européenne, Document de séance n° 99, 17 décembre 1963.
- (2) André ROSSI, Rapport sur le septième rapport générale sur l'activité de la Communauté européenne, Parlement européenne, Document de séance n° 74, 9 octobre 1964.
- (3) C. E. E., La politique régionale dans le marché Commun, Première Communication de la Commission sur la politique régionale dans la Communauté Economique Européenne, 1965.

(4) G. BERSANI, Rapport sur la première communication de la Commission de la C. E. E. sur la politique régionale dans la C. E. E., Parlement Européenne, Document de séance n° 58, 23 mai 1966.

(5) C. E. E., Proposition relative à l'organisation des moyens d'action de la Communauté en matière de développement régional. 1969.

(ii) 一九七〇年以後の動き

六〇年代を受けて七〇年代に入ると動きは活潑になってくる。農業が支配的な地域に対して F E O G A 資金を活用する提案がなされ(一九七一年)、理事会で決定を見ている(一九七二年三月)。しかしこの時期において地域政策が一層重要なものとしてクローズ・アップされてきたのには二つの理由があった。まず第一に一九七〇年代は通貨経済同盟実現の期間とされたことで、その実現のためには地域間の発展の不均衡の是正が不可欠と考えられたこと、第二に従来の六カ国の規模から九カ国の規模に E C が拡大され、地域問題の大きな悩みをかかえているイギリス、国の殆んど全体が低開発地域であるアイルランド、ユトランド半島、グリーンランド、その他多くの小島をかかえたデンマークといった国々を迎え入れ、E C の地域政策は新たなものとして再出発させる必要性が痛感されるに至ったこと、これである。その再出発の起点は一九七二年のバリ頂上会議にすえられる。この会議の最終コミュニケーションの中では次のように宣言されている。

「各国首脳は共同体内において通貨経済同盟の実現を危機におとし入れるような地域的な、構造的な不均衡を是正することに高度の優先性を与えるべきことを認める。首脳会議は委員会に対し、拡大 E C の地域問題を分析した報告書をすみやかに提出し、適当な提案を行なうことを要請する。これから後は各国は地域政策についての

協力を行なう。地域の問題に対して共同体的な解決をすることを望み、首脳会議は共同体の機関に対して地域開発基金の創設を提案する。これは一九七三年一月末迄に発足させるべきである。この基金は経済通貨同盟の第二段階以後は共同体の個有財源から資金を供給される。この基金は国家による援助と共同して経済通貨同盟の実現が進むに従って拡大EC内の地域間の大きな不均衡、特に農業が支配的な地域、産業構造が変化しつつある地域、構造的失業の地域の不均衡を是正することを可能にするだろう。」

この首脳会談を受けてEC委員会は報告書を作成した。一九七三年五月に出されたものでトムソン報告⁽¹⁾と一般にいわれている。この報告書は一部と二部に分かれており、前半部では共同体の地域政策の大まかな方向を示すと共に地域開発基金の創設を提起し、後半で各国の地域間の不均衡と各国の政策の分析がなされている。

この報告に引続いて委員会は「地域開発基金設立の提案⁽²⁾」を七月に、「地域政策委員会の設立の提案⁽³⁾」を一月に行なっている。

- (1) Commission des Communautés Européennes, Rapport sur les problèmes régionaux dans la Communauté élargie, 1973.
- (2) C. E. E., Proposition de règlement du Conseil portant création d'un Fonds européenne de développement régional, 25 juillet 1973.
- (3) C. E. E., Projet de décision du Conseil portant création d'un Comité de politique régional, J. O. n° C 86, 1973.

委員会提案によると基金は当初二億五〇〇〇万UCで発足し(初年度五億UC、第二年度七億五〇〇〇万UC、第三年度一〇億UCが払込まれる)、一九七五年からは共同体の固有財源から振込まれることになる。基金の援助を

受けられるのは、国家の地域計画による援助を受けている地域で、一人当たり粗所得が共同体の平均より低い地域とされ、より具体的には、その雇用が農業に大きく依存している地域、斜陽産業に大きく依存している地域、失業率が高くしかも長期間にわたっており、或いは人口が流出している地域とされた。この基準をもとにして委員会が一九七三年一〇月に提案した地域はイタリアの南部 Mezzogiorno 全域、中部及び北東部の大部分、イギリスのスコットランド全域、ウェールズ、イングランド北部、北アイルランド、アイルランド共和国全域、フランスの西南部の約半分、北部及び東部の一定の地域とコルシカ島で、その他の国はごくわずかしか恩恵に浴さない。委員会によって提案された地域開発基金に対して多くの批判が寄せられた。主なものは基金の額について、援助の基準について、基金の援助と国家の援助との関係についてであった。額に關していうならば、ある国(例えば西ドイツ)はこの額は多すぎるといい、又他の国(イギリス、アイルランド、イタリア)はこの額は少なすぎると主張し、負担国と授益国の利害対立がさらけだされた。援助の基準に關しては、まず委員会の提案によってカバーされる地域は共同体の五二%に達し、人口の三二%をカバーすることになる。これに対し、ある国の代表は基金からの援助は総ての国に及ぶべきことを主張し、他の国は最も重大な危機に直面している地域のみに限定すべきであると主張した。基金の援助と国家の援助との関係についていえば、基金の援助は国家の支出に対する払戻しに用いられるか、それとも国家の援助を補足するものかで意見が分かれた。

基金の設立と同時に、各国の地域政策担当の高官から成る地域政策委員会 (Le Comité de politique régionale) が設立され、地域開発に關する諸問題を検討することも同時に提案された。この地域政策委員会に対しても、それが EC 委員会のもとにあるべきか、EC 理事会のもとにあるべきか、又専門家の参加の可否について大きな議

論がまき起こった。

結局各国の利害対立が表面化して地域開発基金は一九七三年末、或いは一九七四年初頭までに発足することは出来ず、これに期待をかけていた国々の失望をかった。

一九七四年にいたって新たな問題が発生した。各国首脳の大幅な入れ替えである。特にイギリスでは保守党のヒースから労働党のウイルソンへと内閣は変わった。ウイルソン内閣は以前からの労働党の公約に従ってEC加盟条件の再交渉の申入れを行なった。ウイルソン自身はもともとECから撤退する気はなく、むしろ加盟条件を改善し、特に財政負担の軽減が最重要問題であったが、ECからの資金の引出し、特に地域開発により多くの資金を引出すという考えも含まれていた。各国の新政府が軌道に乗り始めた秋になってECの再前進のための首脳会議がデスカール・デスタンの主唱で一二月にパリで開かれた。

ここで地域開発基金がやっと目の目を見ることになり一九七五年から発足することになった。基金は三年間に一三億UCの規模で発足し、一九七五年に三億UC、一九七六年に五億UC、一九七七年に五億UCが基金の財源として払込まれる。この資金は各加盟国間で次のような比率で分配される。イタリアに四〇%、イギリスに二八%、フランスに一五%、西ドイツに六・五%、アイルランドに六%、オランダに一・七%、ベルギーに一・五%、デンマークに一・三%、ルクセンブルグに〇・一%である。アイルランドには更にイタリア以外の割当分から六〇〇万UCを受ける。

この援助は開発計画を実施し、国家による援助を受けている地域に与えられるが、同時に一定の条件のもとで工業、手工業、サービス業及びインフラストラクチュアも又基金の補助金を受けられる。基金の設立と同時に地

域政策委員会も設立される。これは各加盟国の代表（地域政策に責任をもつ高官）とEC委員会の代表から構成される諮問機関である。専門家がこれを補佐する。その任務は地域政策に関するあらゆる問題について加盟国及び共同体に対して意見を述べることである。

これで一応地域開発基金の発足となったのであるが、その規模は委員会案の二分の一、更に低開発地域を多くかかえた国の要求水準をはるかに下まわったミニ地域開発基金である。にもかかわらず、地域政策に対して或いはEC全体の前進の上で地域開発基金に対して持たれている期待は大きい。実際にECにおいて確固とした地域開発政策が出来あがったわけではない。その面からするならば未だ暗中模索の段階にすぎない。それでもこの基金の発足は七五年一二月の首脳会議の目玉商品となったし、又これを目玉商品とせざるを得なかったのである。

ECとしてはそれ程困難な問題をかかえていたといえる。EC統合の一つの主役である農業問題もあらゆる方面からの批判にさらされている。通貨同盟の問題も前進どころか後退しつつあるし、極論すればふっとんでしまったとさえいえる。エネルギー問題をめぐる対立、不況・失業対策、ECの中においてさえ保護主義の復活のきざしが見られる。このような中で地域問題の尖鋭化、これが国家間の対立となってECの前進に大きな足かせとなっていたのである。イギリスの最終的加盟を決定する国民投票に対するキャンペーンにおいても、地域開発基金がなければならなかった。一二月のパリ首脳会議の前進と評価される面はこの基金の設立とECの組織強化（欧州理事会として従来の首脳会議の制度化、欧州議会の議員の選挙を近い将来に直接普通選挙とすること）の二つ位だが、何れもECの結末の乱れに対する補強策の域を出ない。ECの地域開発政策は、政策立案というより地域開発基金の設立——その規模と配分——に議論が集中した形である。これは例えばイギリスが加盟条件再交渉の重要点と

して出した財政負担の不平等問題とからみあうが、要するに自分の国がどれだけ金を負担し、又ECからどれだけ金を引出すかという資金の再分配をめぐる泥仕合であり、基金の設立はその妥協の中から成立したのである。イギリスの加盟を契機とし、連合関係ではロメ協定(Lomé Convention)の締結という形で、低開発諸国の要求をうけ入れざるを得なかったが、同時にEC内部でも地域政策はEC内における南北問題と見ることができ。対立の中心は金の問題であり財政負担問題は農業基金でも揺れに揺れたがそれに地域開発基金が加わり、何時か爆発する可能性をいっている。

参 考 文 献

- C. E. E., La politique régionale dans le Marché Commun. Première communication de la Commission du Marché Commun au Conseil de Ministre sur la politique régionale dans la Communauté Economique Européenne. 1965.
- C. E. E., L'Evolution régionale dans la Communauté, Bilan analytique. 1971.
- C. E. E., Rapport sur les problèmes régionaux dans la Communauté élargie. 1973.
- E. F. C., Bulletin of the European Communities.
- C. E. E., 30 jours d'Europe.
- E. F. C., European Community.
- L'Europe des Communautés, La Documentation française, 1972.
- Fiches documentaires européennes, Dossier pour animateurs l'Europe et les Régions, 1974.
- Institut d'Etudes Européennes, ULB; Les Régions Frontalières à l'heure du Marché Commun, 1970.
- Paul Romus, Economie Régionale Européenne 1974.
- Morgan Sant, Regional policy and planning for Europe, 1974.
- Fr. Massart-Pierard, Pour une doctrine de la région en Europe, 1974.
- Centre d'étude européenne, Université Catholique de Louvain, La politique régionale du Marché Commun 1971.